

専 決 処 分 書

市税条例等の一部を改正する条例の制定について

市税条例等の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例等の一部を改正する条例

別記のとおり

令和3年3月31日

伊丹市長 藤 原 保 幸

市税条例等の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例
第１８号）

（市税条例の一部改正）

第１条 市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第３６条の３の２第４項中「所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改め、「次条第４項」の右に「及び第５３条の９第３項」を加える。

第３６条の３の３第４項中「所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。

第５３条の８第１項第１号中「本条、次条第２項および」を「この条、次条第２項及び第３項並びに」に、「次号および」を「次号及び」に、「第５３条の３および」を「第５３条の３及び」に改め、同項第２号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第２項中「および」を「及び」に改める。

第５３条の９に次の２項を加える。

- ３ 第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第４８条の１８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- ４ 前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理された

とき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 8 1 条の 2 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の右に「又は第 5 項」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項を削り，同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 1 9 項」を「附則第 1 5 条第 1 6 項」に改め，同項を同条第 3 項とし，同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」に改め，同項を同条第 6 項とし，同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」に改め，同項を同条第 7 項とし，同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」に改め，同項を同条第 8 項とし，同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イ」に改め，同項を同条第 9 項とし，同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」に改め，同項を同条第 1 0 項とし，同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」に改め，同項を同条第 1 1 項とし，同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」に改め，同項を同条第 1 2 項とし，同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」に改め，同項を同条第 1 3 項とし，同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」に改め，同項を同条第 1 4 項とし，同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」に改め，同項を同条第 1 5 項とし，同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」に改

め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「、令和2年度分」を「、令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3

年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」に，「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この条において同じ。」を，「負担調整率を乗じて得た額」の右に「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１３条の２第１項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め，同条に次の１項を加える。

- ４ 令和２年度分の固定資産税について市税条例等の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第１８号）第１条の規定による改正前の市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第１３条の３第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，「加算した額」の

右に「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１４条中「同条第１項」を「附則第１３条の２第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項」に改める。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の３中「同条第４項」の右に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の３の２第２項中「同条第２項」の右に「又は第３項」を、「同条第４項」の右に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合

には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別
割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- ７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける３輪以上のガソ
リン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２
条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和３年
４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定
を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、
当該ガソリン軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月３
１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度
分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
掲げる字句とする。

- ８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける３輪以上のガソ
リン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用
の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用につい
ては、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年
３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和
４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別
割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第２条 市税条例等の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第
３２号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、市税条例第４８条第１０項の改正規定中「第３

第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」に，「同条第 5 2 項」を「同条第 6 0 項」に改め，同条第 1 6 項の改正規定中「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」に改め，同条例第 5 0 条第 4 項の改正規定中「又は第 3 1 項」に」の右に「，「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に」を加え，同条例第 5 2 条の改正規定中「第 5 2 条第 4 項」を「第 5 2 条第 3 項中「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に改め，同条第 4 項」に改め，同条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り，同条第 2 項中「又は法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

（都市計画税に関する条例の一部改正）

第 3 条 都市計画税に関する条例（昭和 3 2 年条例第 4 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 9 項」を「附則第 1 5 条第 1 6 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改める。

附則第 7 項の前の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め，同項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め，「加算した額」の右に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 8 項及び第 9 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 10 項及び第 11 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」に，「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め，同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め，「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この項において同じ。」を，「負担調整率を乗じて得た額」の右に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 15 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め，「加算した額」の右に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 16 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 19 項中「第 13 項，第 18 項から第 22 項まで，第 24 項，第 25 項，第 29 項，第 33 項，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項から第 44 項まで，第 47 項若しくは第 48 項」を「第 10 項，第 15 項から第 19 項まで，第 21 項，第 22 項，第 26 項，第 29 項，第 33 項から第 35 項まで，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項若しくは第 43 項」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項の規定は，この条例の施行の日（以下この条及び付則第 4 条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し，施行日前に行った第 1 条の規定による改正前の市税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については，なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項の規定は，施行日以後に行う新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し，施行日前に行った旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中固定資産税に関する部分は，令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和 2 年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日

から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。